

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部文化観光課
委託業務番号	令和6年度 長文観第85号
委託業務名称	令和6年度 インバウンド実態調査・戦略構築事業
委託業務場所	長浜市
業務の概要	インバウンド実態調査として、外国人旅行者の属性・消費動向を明らかにするとともに外国人観光客受入環境整備状況調査を行い、今後整備を進める方向性を明らかにする。また、調査結果を基に選定したターゲットに訴求する情報発信手段とコンテンツの整備、効果あるプロモーションについて戦略構築を行う。
履行期間	令和6年6月3日から令和7年3月31日まで
契約年月日	令和6年6月3日
契約額(税込)	4,250,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市北船町3番24号 えきまちテラス長浜 [商号又は名称] 公益社団法人長浜観光協会
契約相手方の選定理由	当業務は、インバウンド実態調査を行い、ニーズに対応するための優先すべき受入環境整備等の戦略構築を行う。公益社団法人長浜観光協会は市内において、最も多くの観光関連事業者が登録している団体であり、インバウンド受入環境整備としての人材育成などを行っている団体でもある。インバウンド戦略構築を行う上で、当協会は本市の観光事業の中核組織として効果的、総合的に推進できる市内で唯一の団体であるため。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>